

No. 21	■募集ポスト名：	【専門嘱託】 評価部事業評価第一課		
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	評価	援助アプローチ／戦略／手法
■業務内容：				
【業務内容】 JICA評価部事業評価1課において、以下の業務を担っていただける専門嘱託を募集します。 JICAは、事業のさらなる改善と国民への説明責任を果たすことを目的として、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルに沿った事業評価を実施しています。 <業務内容> ・技術協力、有償資金協力、無償資金協力案件の事後評価の企画・契約管理事務・予算管理 ・事後評価の実施に係る相手国やJICA内の他部署との調整 ・技術協力、有償資金協力、無償資金協力案件の事前評価実施支援 ・技術協力の終了時評価の実施支援 ・プロセス分析、テーマ別評価の企画・実施による事業改善に向けた業務 ・インパクト評価等の手法開発業務 ・JICA新事業マネジメントにおける評価手法開発業務 ・その他、評価を実施するうえで必要な業務 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし	
■最長契約期間：	期間の定めあり(2025年1月1日 ～ 2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年 （更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	評価部	■課名：	事業評価第一課	
■必要な語学力：				
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	7-10年	
■求められる資質・能力・経験：				
以下の経験・知識があることが望ましい。 － 開発援助に関する現場での実務経験 － 国際協力や評価論の知識				
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	321,170円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。				
その他、就業規則等内部規程に基づきます。				
・登用制度	https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html			
・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則	https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm			
・有期雇用者手当支給細則	https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当課：	評価部事業評価第一課	■担当者名：	山口/中村	
■電話番号：	050-1800-2686	■E-mailアドレス：	evtel@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
事業評価の知識は、国際協力の事業運営に携わりたい方にも有用な経験になります。事業評価では多岐に渡るセクターを扱います。評価部のOB/OGは国際機関や援助機関、大学、開発コンサルタント会社等で幅広く活躍しています。評価を通じた業務改善に興味のある方と一緒に働けることを楽しみにしております。皆様のご応募をお待ちしています。				

No. 22		■募集ポスト名：		【専門嘱託】緒方貞子平和開発研究所「JICA開発大学院連携チーム」	
職務内容					
				①	②
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：多岐にわたる分野	
				一般事務・経理	
■業務内容：					
JICA緒方研究所において、主に日本の開発経験や開発協力の歴史をテーマとした、日本国内の大学院との連携（JICA開発大学院連携）や研究に関し、チーム内の職員や研究員とともに、リサーチ・コーディネーターとして以下の業務を行う。					
・緒方研究所の担当する、大学院での科目・講義の運営・調整にかかる事務支援（予算管理、国内出張手続、文書作成等）、実績とりまとめ、大学院間の知見・経験共有支援。JICAの留学生事業や日本の開発経験・開発協力の歴史に関連した新規・実施中の研究にかかる事務支援（予算管理、国内・海外出張手続、参考文献の調達等）。国際大学、政策研究大学院大学（GRIPS）との共同事業にかかる事務支援（運営委員会の資料とりまとめ・会議招集、国際大学との共同研究（ケース・ライティング）にかかる事務支援等）。					
・放送大学のオンライン学習プログラム「日本の近代化を知る」に関する、JICA留学生からの各種問合せ対応・受講実績とりまとめ、放送大学の教材を用いたウェビナーの開催支援。					
・研究所の他研究領域の研究実施支援（研究プロジェクトの運営管理、成果発信に関する業務等）					
なお、上記業務の実施にあたり、国内・外国出張が必要となる場合がある。					
実際に従事する業務内容については、応募者の経験、適性等も踏まえ、個別に相談の上、決定することとする。					
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。					
【参考情報】					
JICA緒方研究所 開発大学院連携					
https://www.jica.go.jp/jica-ri/research/jica-dsp/index.html					
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/dsp-chair/chair/modernization/index.html					
■国内出張：		有		■海外出張：	
■勤務地（国内）：		国際協力機構 市ヶ谷ビル 緒方貞子平和開発研究所 〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2025年1月1日 ～ 2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。		■募集人数（人）：	
■配属部署名：		緒方貞子平和開発研究所		■課名：	
				「JICA開発大学院連携チーム」	
■必要な語学力：					
必須		日常的に英語での業務を遂行することがあるため、英語でのコミュニケーション、業務を遂行する能力があること			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：		学士以上		■実務経験年数目安：	
				7-10年	
■求められる資質・能力・経験：					
以下の条件を満たすこと。 （１）社会人経験を3年以上有すること。実務経験7-10年相当が目安。（実務経験には修士期間を含む研究系のキャリア等も含んでよい。）					
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：	
				321,170円	
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会（月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収）に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。					
その他、就業規則等内部規程に基づきます。					
・登用制度		https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html			
・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm			
・有期雇用者手当支給細則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：	
■担当課：		緒方貞子平和開発研究所		■担当者名：	
■電話番号：		—		■E-mailアドレス：	
				drisaiyou@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
本チームでは、日本国内の大学院との連携により、留学生に日本の明治期以降の開発の歴史や開発協力（ODA）のことなどを伝える仕事を行っています。本業務は事務が主体で分野課題の専門性は必要とされません。日本のことや開発途上国のことなどに関心をお持ちになれる方のご応募をお待ちしております。なお、前任者は2025年1月中旬まで勤務予定であり、前任者からの引継が可能です。					

No. 23	■募集ポスト名：	【専門嘱託】東北センター市民参加協力課（民間連携事業班）	
職務内容			
		①	②
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	多岐にわたる分野
■業務内容：			
JICA民間連携事業は、日本の民間企業による優れた技術・製品の導入や、事業への参入を「中小企業・SDGsビジネス支援事業」などにより側面支援することで、開発途上国が抱える社会・経済上の課題解決に貢献するものです。本採用にあたっては、以下の民間連携にかかる業務を行います。			
(1) 民間企業等に対する民間連携事業・支援制度の周知活動(説明会での制度説明、広報関係業務を含む)			
(2) 民間企業等からの民間連携事業応募に向けた相談対応及び募集・選考・審査関連業務			
(3) 案件採択後の案件の実施監理、調達・契約管理、予算管理、広報業務			
(4) その他民間連携業務を遂行する上で必要な業務(内外関係者、支援機関との連絡・調整、連携等)			
(5) 上記(1)～(4)を通じて得られた知見の取りまとめ			
(6) その他特命事項			
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。			
■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	国際協力機構東北センター（住所：宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング20階） ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり(2025年1月1日 ～ 2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	東北センター	■課名：	市民参加協力課（民間連携事業班）
■必要な語学力：			
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：			
企業、官公庁、大学、団体等での職務経験を原則として7年以上有すること。 海外協力隊経験も含め、以下の経験・知識があることが望ましい。 ・国際協力、途上国開発に関連する分野の知識及び実務経験（3年以上） ・金融機関、公的機関等において、企業支援を行った経験			
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	321,170円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。			
その他、就業規則等内部規程に基づきます。			
・登用制度	https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html		
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則	https://www.jica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001497.htm		
・有期雇用者手当支給細則	https://www.jica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001498.htm		
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	②オンライン
■担当課：	市民参加協力課	■担当者名：	小林 雪治
■電話番号：	022-223-5151	■E-mailアドレス：	Kobayashi.Yukiharu@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
東北6県の民間企業と信頼で世界をつないでいく仕事です。JICAの民間連携事業を通じて、世界と東北地域を元気にしていく意欲のある方を歓迎します。東北センターが所管する東北6県の民間企業が持つ製品・技術の発掘、企業からの相談対応、案件形成/実施監理を担当いただくことから、こういった業務にご関心・ご経験のある方は特に歓迎します。			

No. 24		■募集ポスト名：		【専門嘱託】関西センター市民参加協力課	
職務内容					
				①	②
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：	
				市民参加	
				日本国内の社会課題への対応・多文化共生	
■業務内容：					
近年の在住外国人増加に伴い、地域での外国人材受入・多文化共生支援の重要性が増しています。また、学校現場でも外国にルーツを持つ子どもたちが増加する中、加えて、2025年に予定されている大阪・関西万博をきっかけとした開発途上国と日本との交流・連携促進を背景として、開発教育/国際理解教育支援の役割は大きくなっています。これらの課題に取り組むべく、JICA関西では、関西2府4県で実施する市民参加に係る事業のうち、以下の業務を担う専門嘱託を募集します。主な業務内容は以下のとおりです。 (1)開発教育/国際理解教育支援事業(教職員向け研修、エッセイコンテスト、職場体験、開発協力人材育成に係るイベント・セミナー・ワークショップ等の企画立案・関係機関との調整・実施) (2)外国人材受入・多文化共生支援(関西2府4県の情報収集、イベント・セミナー・ワークショップ等の企画立案・関係機関との調整・実施) (3)JICAボランティア派遣事業(特に帰国後の日本国内への社会還元、関係機関との連絡・調整) (4)地方自治体やNGO/NPO等との連携事業 (5)その他事業実施に必要な業務(契約管理、経理等含む)					
※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。					
※採用後、海外出張が必要となった場合には、別途協議させていただきます。					
※各事業の詳細はHPをご確認ください。					
● 市民参加 ： https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/index.html					
● 開発教育支援事業 ： https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/dev_education/index.html					
● 外国人材受入・多文化共生支援 ： https://www.jica.go.jp/activities/schemes/multicultural/index.html					
● JICAボランティア派遣事業 ： https://www.jica.go.jp/activities/schemes/volunteer/index.html					
■国内出張：		有		■海外出張：	
		原則無			
■勤務地（国内）：		国際協力機構関西センター（JICA関西） 住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	
		なし			
■最長契約期間：		期間の定めあり(2025年1月1日 ～ 2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。		■募集人数（人）：	
		1			
■配属部署名：		関西センター		■課名：	
				市民参加協力課	
■必要な語学力：					
望ましい		英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：		学士以上		■実務経験年数目安：	
				7-10年	
■求められる資質・能力・経験：					
・様々な立場の関係者との円滑なコミュニケーション、交渉・調整、マネジメントができること。 ・国際協力事業に従事した経験（JICA海外協力隊・専門嘱託・企画調査員・専門家、NGO/NPO等）や、教育機関での国際理解教育実践経験、地方自治体等での外国人材受入・多文化共生支援の経験等があることが望ましい。					
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：	
				321,170円	
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。					
その他、就業規則等内部規程に基づきます。					
・登用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html					
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm					
・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm					
■健康質問票の提出：		不要		■面接方式：	
				①原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当課：		関西センター市民参加協力課		■担当者名：	
				後藤田 蒔子	
■電話番号：		078-261-0384		■E-mailアドレス：	
				ksictpp@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
関西圏でもJICAへの期待が高まっている開発教育/国際理解教育支援、外国人材受入・多文化共生支援を核とし、海外協力隊事業をはじめ様々なJICA事業との相乗効果を通じて日本の国内地域の課題解決にも資することが出来るとてもやりがいのあるポストです。日本国内での国際協力に関心のある方にも適しています。みなさまの積極的なご応募をお待ちしています。					

No. 25		■募集ポスト名：		【アシエイト専門員】国内事業部外国人材受入支援室		(外国人材受入支援)	
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		アシエイト専門員		■募集分野：		日本国内の社会課題への対応・多文化共生	
■業務内容：							
【募集・業務の背景】 JICAは、送出国と日本の人材環流を促進し、外国人材から「選ばれる日本」に向けて、日本国内における外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会の構築に取り組んでいます。 送出国や日本国内にも数多くの拠点があり、人材育成事業や移住事業の経験、日本国内における開発教育の経験、海外協力隊経験者等国際経験のある豊富な人材等の強みを最大限活かし、JICAは、国内外において、人間の安全保障及び質の高い成長への貢献、日本社会・経済への波及効果、国際的な普遍的価値（人権、法の支配）の共有に寄与し、SDGsの達成への貢献を目指しています。 なお、アシエイト専門員は、開発途上地域等における複数の国際協力の経験を有し、かつ、将来にわたり国際協力事業に従事することを志向する方をアシエイト専門員として確保し、国際協力事業の効果的・効率的な実施の促進及び事業の質的向上に資することを目的としています。 【業務の目的】 (1) 移住労働者の人権尊重：人間の安全保障の観点から、脆弱な移住労働者の人権尊重の促進とともに、移住労働者の出身国のガバナンス強化への貢献 (2) (送出国・日本双方の) 経済成長のための人材育成：移住労働者が出身国の質の高い成長に寄与する人材育成とともに少子高齢化等の課題に直面する日本の課題解決への貢献 (3) 外国人材との共生社会の構築：外国にルーツのある幅広い層の人材の人権保護に加え、日本社会の多様性・包摂性の強化、人権意識向上、知日派育成への貢献 【業務内容】 (1) 外国人材受入・送出及び多文化共生社会構築支援分野におけるJICAの方針策定・改定に関する業務：日本政府の施策との整合性、省庁・自治体・企業との役割分担に留意しつつ、JICAとして協力すべき取組の方針や実施体制を検討する。 (2) 同分野における案件群の形成・実施支援とナレッジ蓄積・創出に関する業務：国際協力専門員等とともに、送出国及び日本が抱える課題を分析し、双方の施策・制度面に留意しながら、解決に資する協力案件群の形成や実施をJICA内関係部署とともに取り組みつつ、協力活動を通じて得られるナレッジを蓄積・創出し、JICAにおける同分野における知見の向上を図る。 (3) 同分野における国内外のネットワーク構築に関する業務：国内外の様々なステークホルダー（国際機関、省庁、地方自治体、受入企業、業界団体、支援団体、教育・研究機関等）と必要なネットワークの構築・拡大を行う。 (4) 同分野における情報発信業務：JICAが実施する各種事業における広報に加え、国内外における各種会議やイベントにおいて情報発信を行う。 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		無	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日まで） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		国内事業部		■課名：		外国人材受入支援室	
■必要な語学力：							
必須		英語（TOEIC860点以上、TOEFLiBT94点以上、IELTS6.5以上）					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、オンライン会議運営等）					
■必要な学位：		修士以上		■実務経験年数目安：		11-17年	
■求められる資質・能力・経験：							
【関連実務年数】 当該分野（外国人材受入支援）における実務経験を3年以上有し、かつ国際協力業務又は特定の課題（課題不問）における実務経験を10年以上有する者 以下のいずれかの業務経験を、当該分野における実務経験とみなします。 ・開発途上国における人材送出、または日本における外国人材受入・多文化共生に関する実務経験 ・ビジネスと人権、法制度整備、人道支援、雇用・労働環境、産業人材育成（企業支援、職業訓練、高等教育）分野における実務経験 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★★ コミュニケーション力★★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験★ 【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問】 ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas.jobView?cat=jicas.job&param=six_abilities							
■格付け：		アシエイト専門員4号		■月額基本給：		379,000円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm							
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		②オンライン	
■担当課：		国内事業部外国人材受入支援室		■担当者名：		坂本 篤紀	
■電話番号：		03-5226-8749		■E-mailアドレス：		tagfr1@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
本ポストは、JICAの外国人材受入・送出や日本国内における多文化共生社会構築分野の専門的知見を活かし、移住労働者の人権尊重、経済成長のための人材育成、共生社会の実現等に取り組んでいただく予定です。国際労働移動といった労働分野における国際協力だけでなく、法制度整備支援、産業人材育成等の開発協力業務経験をお持ちの方で、送出国と日本国内の課題解決に関心をお持ちの方からの応募を幅広くお待ちしております。業務の開始時期は応募者のご事情を踏まえ調整可能です。 ・JICAの取組方針 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/multicultural/index.html							

No. 26	■募集ポスト名：	【特別嘱託】アフリカ部アフリカ第三課		(南部アフリカ国担当業務)
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	特別嘱託	■募集分野：	援助アプローチ／戦略／手法	多岐にわたる分野
■業務内容：				
【案件の背景】 アフリカ第三課が所掌する南部アフリカ諸国は、南部アフリカ開発共同体（SADC）等の地域開発機構を通じて、その国にとどまらない地域共通の開発課題の解決に向けた取り組みを続け、成長のポテンシャルと開発ニーズがある地域と言える。2025年8月に開催予定の第9回アフリカ開発会議（TICAD9）は、共催者のアフリカ連合（AU）がG20メンバーとなってから初のTICADとなり、これまで以上にAU、アフリカ各国のニーズやイニシアティブ（Agenda2063等）に沿った協力について、各国政府代表、開発パートナーの間で議論されることになる。こうした状況を踏まえつつ、JICAは南部アフリカ諸国の現在の開発ニーズ及び中・長期的成長ポテンシャル、並びに我が国の強みを基に、新たな協力の可能性を検討し、案件形成を進めていく必要がある。 【業務の目的】 南部アフリカ地域（またはアフリカ地域全般）の在外拠点（仏語圏）に企画調査員/長期専門家として派遣の対象となることを想定し、JICA本部において、南部アフリカの担当国（仏語圏、英語圏）に係る業務全般を行う。 【業務内容・期待される成果】 (1) 担当国における協力の実施方針及びプログラムの作成 (2) 案件形成に関する業務（案件発掘・形成に係る調査の実施等） (3) 有償資金協力案件に関する計画、審査及び実施監理 (4) アフリカ開発会議（TICAD）プロセスに関する業務 (5) 担当国に関する情報収集・分析・対外発信 (6) その他、担当国及び事業に関するJICA内外との総合調整 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	本ポスト終了後、南部アフリカ又はアフリカ地域全般のJICA事務所（仏語圏）への海外派遣を想定（変更の可能性あり） ※本ポストの職制は、次に企画調査員/長期専門家の対象となることを想定したものです。企画調査員/長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日まで） 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	アフリカ部	■課名：	アフリカ第三課	
■必要な語学力：				
必須	仏語（仏検2級以上、DELF B1以上）			
望ましい	英語（英検準1級、TOEIC730点以上）			
■必要な技術資格：				
望ましい	開発途上国における案件発掘・形成・監理等の業務経験			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、MS Teams等）			
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	7-10年	
■求められる資質・能力・経験：				
【関連業務年数】 原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、5年以上の関連業務経験を有すること。 2. JICA専門家/企画調査員として1年以上の派遣経験もしくは同等の海外経験を有すること。 また、以下のうち、いずれかの経験・知識があることが特に望ましい。 ・JICA及びアフリカでの業務経験 ・企業、官公庁、大学、団体等での職務経験 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験★ 【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問】 ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/iicas/jobView?cat=iicas.job&param=six_abilities				
■格付け：	特別嘱託3号	■月額基本給：	441,600円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm 有期雇用者就業規則 ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン	
■担当課：	アフリカ部アフリカ三課	■担当者名：	高田 浩幸	
■電話番号：	050-1800-1128	■E-mailアドレス：	Takada.Hirovuki@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
南部アフリカ地域の開発ニーズや成長ポテンシャルを踏まえ、協力アイデアを提案して案件を形成することが出来るポストです。1つの国の国担当に留まらず、複数の国での案件形成の可能性を検討いただく可能性があります。資金協力の案件発掘、形成、監理の経験や関心のある方であれば、特定分野の専門性や、アフリカでの業務経験がない場合でも歓迎します。2025年に横浜で開催予定のTICAD9を踏まえて南部アフリカで求められる協力を、前例にとらわれずに柔軟に考えられる方のご応募をお待ちしています。アフリカ部で特別嘱託として研鑽を積んだ後は、南部アフリカ地域（またはアフリカ地域全般）のJICA事務所（仏語圏）企画調査員ポストへの派遣を想定しています。				

No. 27		■募集ポスト名：	【特別嘱託】人間開発部保健第一グループ保健第一チーム		(医療保障制度)
職務内容					
			①		②
■契約形態：		特別嘱託		■募集分野：	保健医療
				保健医療	多岐にわたる分野
■業務内容：					
【募集・業務の背景】 JICA保健医療分野のグローバルアジェンダ（課題別事業戦略）では、4つのクラスターのうちの1つとして「医療保障制度の強化」（以下、医療保障制度クラスター）を位置づけ、クラスター事業戦略を2024年4月に発表しました。この戦略に基づき、対象国において「保健財政の3大機能（財源確保・プーリング・購入）」を強化することにより医療保障制度の改善に取り組む方針であり、事業関係者への戦略に基づく効果的な事業実施、モニタリングへの助言が求められています。また、国内外のパートナーとの連携による協力成果の最大化や、知見の共有、成果の発表等も推進していく方針であり、本特別嘱託にはこれらクラスター戦略の推進業務等を担っていただきます。					
【業務の目的】 人間開発部保健第一グループ第一チームにおいて、医療保障制度の強化に関連する技術協力プロジェクト（※）へ専門家（業務調整を指導科目に含む）として派遣の対象となることを想定し、医療保障制度クラスター戦略の実施促進のための支援（同戦略の見直し・改訂、個別案件の形成・実施監理・モニタリング・評価・フォローアップの過程における技術面でのインプット・指導、国際機関、国内関係機関とのネットワーク強化推進など）を行う。（※派遣先としてアフリカまたは中東・欧州地域を想定していますが、各案件の状況を踏まえて決定するため、変更の可能性があります。）					
【期待される成果】 (1) 医療保障制度クラスター戦略の実施が促進される (2) 医療保障・保健財政関連の事業の成果をまとめ対外的に発信する					
【業務内容】 (1) 医療保障制度クラスター戦略の改訂、更新、実績モニタリング (2) 医療保障・保健財政関連のプロジェクトの事業計画立案・案件監理、技術団員としての参加とインプット、およびプロジェクトに対する技術的指導を通じたフィードバック (3) 医療保障・保健財政関連の課題別研修等参加者とのネットワーキング及び助言 (4) 医療保障・保健財政関連の国際会議、イベント等における発信 (5) 医療保障・保健財政に関し、他ドナー、在外事務所、専門家・コンサルタント、民間企業等の関係者とのネットワーク形成・維持・拡大 (6) 医療保障・保健財政に関する各種研修の企画・実施支援 (7) 保健ナレッジ・マネジメント・ネットワーク（保健システム強化・UHCサブネットワーク）への参加とインプット (8) その他、上記以外で人間開発部が実施する各種業務					
※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。 ※ただし契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。					
■国内出張：		有		■海外出張：	
		有			
■勤務地（国内）：		国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日まで） 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）		■募集人数（人）：	
				1	
■配属部署名：		人間開発部		■課名：	
				保健第一グループ保健第一チーム	
■必要な語学力：					
望ましい		英語（TOEIC860点以上が望ましい）			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
望ましい		医療保障制度・保健財政分野に関する業務経験			
■必要な学位：		修士以上		■実務経験年数目安：	
				7-10年	
■求められる資質・能力・経験：					
【関連実務年数】 原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、7年～10年以上の実務経験を有すること。 2. JICA専門家/企画調査員として1年以上の派遣経験もしくは同等の海外経験を有すること。 また、以下のうち、いずれかの経験・知識があることが特に望ましい。 ・医療保障制度・保健財政に関する実務経験（3年以上） ・国内外での国際保健分野に関連する実務経験（5年以上） 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★★ 総合マネジメント力★ 問題発見・分析力★★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験★ 【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問】 ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/iicas.jobView?cat=iicas.job&param=six_abilities					
■格付け：		特別嘱託3号		■月額基本給：	
				441,600円	
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更不要） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm					
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：	
				②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当課：		人間開発部保健第一グループ保健第一チーム		■担当者名：	
				伊藤 美和	
■電話番号：		080-7140-3399		■E-mailアドレス：	
				Ito.Miwa@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
人間開発部では、2024年4月に医療保障制度クラスターの戦略を発表しました。今後、同戦略を踏まえ、質の高い事業形成及び実施していくにあたり、医療保障・保健財政分野に熱意のある専門人材を募集します。世界の保健課題解決に向けて、またUHCの推進を目指し、情熱を持って仕事に取り組める方々からの応募をお待ちしています。					

No. 28	■募集ポスト名：	【特別嘱託】社会基盤部資源エネルギーグループ第二課			(カーボンニュートラル社会の実現)
職務内容					
				①	②
■契約形態：	特別嘱託		■募集分野：	資源・エネルギー	多岐にわたる分野
■業務内容：					
【案件の背景】 カーボンニュートラル社会の実現には、エナジートランジションの計画策定、水力発電や地熱発電を含む再生可能エネルギーの開発、省エネルギーの推進、など幅広い分野での取り組みが必要となる。JICAでは、マスタープラン策定をはじめとした計画策定支援、人材育成、大学・研究機関への支援を通じた新規技術開発等、包括的な取り組みを進めている。また太陽光発電や風力発電、蓄電池等、カーボンニュートラル社会の実現のためには、レアアース・レアメタルを含む鉱物資源が不可欠である。一方で、鉱物資源は世界各地に遍在しており、限られた国から産出されるものも多く、それが故に戦略物資化したり、一部の国の生産量が変化することで価格変動も大きくなるといった課題を抱えている。そのような中、資源供給国と資源利用国の双方が安定的な経済活動を行うためには、各種鉱物資源の供給源が特定国に偏り過ぎず、多様な供給源から安定的に国際市場に供給されることが望ましい。また、戦略鉱物資源の賦存国との関係強化が益々重要になっている。 【業務の目的】 社会基盤部資源・エネルギーグループ第二課において、カーボンニュートラル社会実現のための技術協力プロジェクト（※）へ専門家（業務調整を指導科目に含む）として派遣の対象となることを想定し、JICAが実施する研修・技術協力プロジェクトの計画・実施支援を行う。（※派遣先としてアフリカ地域を想定していますが、各案件の状況を踏まえて決定するため、変更の可能性があります。） 【期待される成果】 （１）カーボン・ニュートラル社会の実現に向けた再エネ・省エネ、鉱業関連情報の収集・分析整理に加え、新規案件の形成や既往案件の実施管理が適切に行われる。 （２）同分野の有識者、産業界、関係団体等とのネットワークが維持、拡大される。 【業務内容】 カーボンニュートラル関連の案件担当/補佐として、次の業務を行う。 （１）案件形成および案件管理（契約管理業務、それに伴う内外調整、手続き実施を含む） （２）関連情報の収集・分析、知見の蓄積、対内・対外発信 （３）国内外の関連会議への参加 （４）JICA内外の関係者との調整・連携（他の開発機関との調整・連携を含む） （５）その他、担当分野の支援全般に関連する各種業務					
※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。					
■国内出張：	有		■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	本ポスト終了後はアフリカ地域への海外派遣を想定（変更の可能性あり） ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日まで） 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）		■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	社会基盤部		■課名：	資源エネルギーグループ第二課	
■必要な語学力：					
望ましい		英語（TOEIC730点以上が望ましい）			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：	学士以上		■実務経験年数目安：	7-10年	
■求められる資質・能力・経験：					
【関連実務年数】 原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、5年以上の実務経験を有すること。 2. JICA専門家/企画調査員として1年以上の派遣経験、もしくは同等の海外経験を有すること。 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★★ コミュニケーション力★★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験★ [★★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問] ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.iica.go.jp/iicas.jobView?cat=iicas.job&param=six_abilities					
■格付け：	特別嘱託3号		■月額基本給：	441,600円	
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.iica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.iica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001498.htm					
■健康質問票の提出：	要		■面接方式：	②オンライン	
■担当課：	社会基盤部／資源・エネルギーグループ		■担当者名：	山本 将史	
■電話番号：	080-7144-7778		■E-mailアドレス：	Yamamoto.Masashi@iica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
JICAでの仕事は、途上国の開発課題に「人造り」を通じて貢献する意義ある仕事です。また、カーボンニュートラルの達成には幅広い分野の知識・取り組みが必要です。人づくりやエネルギー・環境問題の経験も活かせる業務であり、やる気次第で様々な業務にチャレンジすることも出来ます。デスクの先にある途上国の開発をイメージしながら情熱を持って仕事に取り組める方からの応募をお待ちしています。					

No. 29	■募集ポスト名：	【ジュニア専門員】中南米部南米課		(民間セクター開発を含む 援助アプローチ)
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	ジュニア専門員	■募集分野：	援助アプローチ／戦略／手法	事業調整・南南・三角協力
■業務内容：				
【案件の背景】 JICA中南米部では、中南米・カリブ地域に対する国際協力を実施しており、域内各国の情報収集及び協力計画の作成、個別の協力案件の形成・審査・監理等を行っています。その中で、南米課はコロンビア、ベネズエラ、エクアドル、ペルー、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、アルゼンチン、チリを所掌しています。 【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています 研修終了後は、中南米・カリブの拠点にて事業監理・案件形成促進の企画調査員として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。 【期待される成果】 (1) 担当国（中南米・カリブの何れかの国）及び周辺国の情報収集・分析により、協力計画の策定に貢献する。 (2) 個別協力案件の形成・監理に貢献する。 (3) 上記関係業務に関するJICA内外の関係者との協議・調整に貢献する。 (4) ジュニア専門員契約終了後に中南米・カリブ地域の在外拠点における事業監理・案件形成促進のための企画調査員として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。 【研修内容】 (1) 担当国（中南米・カリブの何れかの国）及び周辺国における実施中案件・案件形成を目指すセクターの情報収集及び分析、協力計画の立案 (2) 個別の協力案件（技術協力、円借款、海外投融資等）に関する形成・審査・監理支援 (3) 上記関係業務に関するJICA内外の関係者との協議・調整 (4) その他、協力事業を実施する上で必要な業務の支援 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて研修内容の変更は原則として想定されません。				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	本ポスト終了後、中南米・カリブ地域への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限る、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	中南米部	■課名：	南米課	
■必要な語学力：				
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上））			
望ましい	西語（DELE中級（B2）（2009年度以前の資格保持者）、DELE中上級（B2）（2010年度以降の資格保持者））が望ましい）			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	3-6年	
■求められる資質・能力・経験：				
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問] ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities				
■格付け：	ジュニア専門員	■月額基本給：	362,030円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm 有期雇用者就業規則 ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン	
■担当課：	中南米部南米課	■担当者名：	高島 千秋	
■電話番号：	080-0100-2007	■E-mailアドレス：	takabatake.chiaki.2@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
マネジメント力・国際協力におけるご自身の総合力・国の分析力を高めたい方にお勧めのポストです。				

No. 30	■募集ポスト名：	【ジュニア専門員】アフリカ部アフリカ第二課		(仏語圏含むアフリカ協力計画・実施促進)
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	ジュニア専門員	■募集分野：	多岐にわたる分野	援助アプローチ／戦略／手法
■業務内容：				
【案件の背景】 ジブチは、アジア・ヨーロッパ間の海上物流上の主要な航路であるアデン湾上の地政学上の要衝に位置しており、「自由で開かれたインド太平洋戦略（F01P）」や「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」など日本政府の重点政策に合致した案件形成が求められている。また、同国でのJICAの事業量は近年増加傾向にあり、2021年3月には支所が事務所化された。今後事務所の更なる体制強化が不可欠であるとともに、事務所と一体となった案件形成が求められる。他方で、フランス語や仏語圏アフリカ地域に習熟した国際協力人材の確保は困難な状態が続いており、それら人材の確保・体制強化が喫緊の課題となっている。				
【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています 研修終了後は、ジブチ又は仏語圏アフリカ地域での企画調査員等として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。				
【期待される成果】 (1) 担当国における協力事業の情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。 (2) 担当国における協力事業の計画策定及び実施管理に貢献する。 (3) ジブチを中心にアフリカの角地域（エチオピア等）におけるネットワークの維持、拡大に貢献する。 (4) ジュニア専門員契約終了後にジブチ又は仏語圏アフリカ地域での企画調査員等として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。				
【研修内容】 (1) 東アフリカ（アフリカの角、ジブチ含む）にかかる経済・社会の現状と開発課題の分析 (2) 東アフリカ（アフリカの角、ジブチ含む）地域・各国の案件形成・実施監理（有償資金協力、無償資金協力）に関する各種業務 (3) ジブチ含む、東アフリカJICA事業の実施方針や上記分野の協力プログラム等の策定支援・取り纏め (4) JICA内外の関係者との上記業務に必要な協議・調整、各種情報収集・整理、事業実績管理等 (5) アフリカにかかる知見共有・蓄積（有識者とのネットワーク構築、勉強会の開催等）				
※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて研修内容の変更は原則として想定されません。				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	本ポスト終了後、ジブチ又は仏語圏アフリカ地域、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に企画調査員等の対象となることを想定したものです。企画調査員等としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	アフリカ部	■課名：	アフリカ第二課	
■必要な語学力：				
必須	英語： TOEIC730点以上、TOEIC S&W 290点以上、TOEFL550点（CBT213点、iBT79点）以上、英検準1級、国連英検B級、IELTS 6.0以上			
望ましい	仏語： 仏検2級、DELFB第1段階（DELF B1）、仏語能力認定試験（TEF）361点以上、仏文部省認定仏語能力テスト（TCF）300点以上）			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	3-6年	
■求められる資質・能力・経験：				
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★ 総合マネジメント力★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験★★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問]				
※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities				
■格付け：	ジュニア専門員	■月額基本給：	362,030円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン	
■担当課：	アフリカ部アフリカ第二課	■担当者名：	阿部 剛	
■電話番号：	—	■E-mailアドレス：	abe.go@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
アフリカ部では、先方政府、現地JICA事務所、国内関係者、民間企業など幅広いアクターと協力しながら、3スキーム（技術協力、無償資金協力、有償資金協力）を有機的に組み合わせて、対象国の国づくりを支援しています。3スキームについて学べますので、国際協力を志す人にとって貴重な経験ができる部署です。また、2025年8月に開催予定のTICAD99に向けて、アフリカ地域での業務に関心や意欲のある方のご応募をお待ちしています。				

No. 31	■募集ポスト名：	【ジュニア専門員】ガバナンス・平和構築部平和構築室		(平和構築／サヘル地域の平和と安定)
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	ジュニア専門員	■募集分野：	平和構築	
■業務内容：				
【案件の背景】 JICAでは、課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）「平和構築」を踏まえ、「サヘル地域の平和と安定」クラスター事業戦略を作成しており、政府と住民の信頼醸成やコミュニティの強靱化を促す協力アプローチを展開し、サヘル地域における人間の安全保障の実現を目指しています。同クラスター事業戦略の中心となる広域プロジェクトの実施促進を中心として、①ガバナンス／安全、②レジリエンス及び人間開発、③社会・経済インフラ整備の重点分野における各事業につき、平和構築の観点をふまえて案件形成・実施・モニタリングすることが求められています。 【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています。研修終了後は、平和構築事業を実施している事務所の企画調査員あるいは関連プロジェクトの専門家として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。 【期待される成果】 (１) サヘル地域の平和と安定クラスター事業戦略及び関連プロジェクトの戦略性強化、実施促進に貢献する。 (２) アフリカ、アジア、中東・欧州地域における平和構築案件の円滑な実施が促進される。 (３) ジュニア専門員としての契約期間終了時に、特にアフリカ紛争影響国における平和構築事業の専門家として従事するための知識や技能が習得される。 【研修内容】 平和構築室は、暴力的紛争を発生・再発させない強靱な国・社会づくりに資する協力事業の計画・実施を所管している。ジュニア専門員は、当室において、以下のような実務研修を行う。 ・平和構築分野の関連プロジェクト（特にサヘル地域及び仏語圏アフリカ諸国）の情報収集、分析、整理 ・担当案件を通じた運営管理、知見の蓄積等 ・当室における知見の共有・発信に向けた諸業務 ・JICA内外における関連会議への出席及び記録の作成 ・必要に応じJICA内で実施される事業マネジメント研修、PCM研修及び関連分野の研修受講 ・職員・専門員の指導の下、案件の計画・立案・評価及びそのための調査団への同行 ・研修事業（課題別／個別研修・新留学生プログラム等）の計画・立案 ・域内セミナー開催支援 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	本ポスト終了後、アフリカ、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家又は企画調査員の対象となることを想定したものです。長期専門家又は企画調査員としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	ガバナンス・平和構築部	■課名：	平和構築室	
■必要な語学力：				
必須	仏語			
必須	英語			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	3-6年	
■求められる資質・能力・経験：				
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 なお、サヘル地域の平和と安定クラスター事業戦略の推進においては、特定の専門分野の知見のみならず、地域に対する理解をはじめとして幅広い知見を活用した総合的な対応が必要であることから、総合マネジメント力を特に重視します。 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★★ 【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 －：不問】				
※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について		https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities		
■格付け：	ジュニア専門員	■月額基本給：	362,030円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。				
その他、就業規則等内部規程に基づきます。				
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm		
・有期雇用者手当支給細則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm		
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	②オンライン	
■担当課：	ガバナンス・平和構築部平和構築室	■担当者名：	島田具子	
■電話番号：	050-1800-2111	■E-mailアドレス：	Shimada.Tomoko@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
仏語圏アフリカで平和構築分野のキャリアを積みたいと考えている方が、専門性／マネジメント力を高めることが可能なポストです。仏語圏アフリカのみならず、アジア、アフリカ、中東欧州地域で平和構築室が実施している様々な事業に触れていただく機会を想定しています。現在、十分な知見をお持ちでなくとも、業務を通じて専門性を高めることが可能です。積極的な応募をお待ちしています。				

No. 32	■募集ポスト名：	【ジュニア専門員】人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム（就学前教育）		
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	ジュニア専門員	■募集分野：	教育	
■業務内容：				
【案件の背景】 JICAでは課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）を定め教育の質改善に取り組んでおり、基礎教育段階では初等・中等教育を中心に取り組んでいる。一方、初等・中等教育段階での教育の質を高めるためには、児童生徒における就学前の準備が極めて重要であると言われており、近年、教育開発の分野においても質の高い就学前教育に関する支援ニーズは非常に高い。しかしながら、日本での就学前教育の経験を有し、青年海外協力隊などの活動を通し途上国での支援経験のある人材は限られており、JICA専門家として国家レベルの就学前教育政策支援や実践を指導できる人材は圧倒的に不足している。就学前教育に関し、日本の知見を活かしながら開発途上国において将来的に政策面で貢献できる人材の育成が急務である。				
【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています。				
研修終了後は、ジョージアでの就学前教育に関する技術協力プロジェクト専門家（指導科目に業務調整を含む）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。（※派遣先は、各案件の状況を踏まえて決定するため、変更の可能性があります。）				
【期待される成果】 （１）基礎教育分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。 （２）基礎教育分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。 （３）基礎教育分野に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。 （４）ジュニア専門員契約終了後に基礎教育分野の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。				
【研修内容】 （１）基礎教育分野に係る情報収集、分析 （２）基礎教育分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含：課題別研修） （３）基礎教育分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進				
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	本ポスト終了後、ジョージア、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限る、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	人間開発部	■課名：	基礎教育グループ基礎教育第一チーム	
■必要な語学力：				
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上））			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
必須	就学前教育分野に関する業務経験			
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	3-6年	
■求められる資質・能力・経験：				
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1．当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2．海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 また、以下の経験・知識があることが特に望ましい。 ・就学前教育分野に関する実務経験（3年以上） 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ 【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問】				
※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities				
■格付け：	ジュニア専門員	■月額基本給：	362,030円	
■待遇：				
1．諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2．就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3．休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4．時間外労働：月平均20時間程度 5．試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6．社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7．福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8．その他：昇給なし。				
その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm 有期雇用者就業規則 ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当課：	人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム	■担当者名：	田口 晋平	
■電話番号：	050-1800-2260	■E-mailアドレス：	Taguchi.Shimpei@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
日本での就学前教育業務経験を活かし、今後開発途上国での支援に携わりたいと考えている方の応募を期待しています。				

No. 33		■募集ポスト名：		【ジュニア専門員】人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二チーム		(アフリカ地域・基礎教育分野)	
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		ジュニア専門員		■募集分野：		教育	
■業務内容：							
【案件の背景】 持続可能な開発目標（SDG）ゴール4は「すべての人にインクルーシブで公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」を目標として掲げている一方で、サブサハラ・アフリカ地域においては、最低限の読み書き・計算スキルを身に着けていない学齢期の子どもが8割を超え、深刻な学びの危機に陥っています。このような課題に対処するため、JICAでは2022年に新たに教育分野の課題別事業戦略（グローバルアクション）を策定し、質の高い教科書・教材開発を通じた学びの改善、コミュニティとの協働による教育改善、そして誰ひとり取り残さない教育改善の三つの柱に沿って教育協力を展開していく方針です。こうしたニーズに応えるため、これら分野で現地のカウンターパートと共に課題解決に当たる専門家の育成が急務となっています。 【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています 研修終了後は、サブ・サハラアフリカの基礎教育分野における技術協力プロジェクト専門家（指導科目に業務調整を含む）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。 【期待される成果】 (1) 基礎教育分野及び関連プロジェクトについて、本部での実施管理手法を習得する。 (2) 基礎教育分野の協力に関する業務（テクニカルブリーフ等の情報発信、課題別研修、国際会議等）に貢献する。 (3) ジュニア専門員研修終了後に専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。 【研修内容】 (1) 主にアフリカ地域における教育セクター計画の分析、他ドナーの協力戦略の分析、調査研究補佐 (2) JICA内外における関連会議への出席及び記録の作成 (3) 国内機関における短期研修（研修員受入事業へのオブザーバー参加、運営補佐等） (4) 事業マネジメント研修、PCM研修等関連分野の研修受講 また、本人の適性等を踏まえ算数教育又はコミュニティ協働型教育改善等の分野において以下研修を行う。 (5) 職員・専門員の指導の下、案件の計画・立案・評価等の調査団への同行 (6) 情報収集及びナレッジマネジメント活動への参加、運営補佐 (7) 研修事業の計画・立案 (8) 域内セミナー開催支援 (9) 広報関連業務の補佐 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。 ※ただし契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		本ポスト終了後、セネガル、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家等の対象となることを想定したものです。長期専門家等としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		人間開発部		■課名：		基礎教育グループ基礎教育第二チーム	
■必要な語学力：							
必須		英語（TOEIC730点（相当・以上）で、高いコミュニケーション能力を有すること。					
望ましい		フランス語で、仏検2級、DELFL第1段階（DELFB1）等業務上十分なコミュニケーション能力を有する。					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）					
望ましい		小学校教員又は中学校教員の経験を有すること（算数・数学分野の指導経験があればなおよい。）					
■必要な学位：		学士以上		■実務経験年数目安：		3-6年	
■求められる資質・能力・経験：							
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 3. 小学校教員又は中学校教員として3年以上の経験を有すること。（算数・数学分野の指導経験があればなお良い。） 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不明] ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities							
■格付け：		ジュニア専門員		■月額基本給：		362,030円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm							
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当課：		人間開発部基礎教育第二チーム		■担当者名：		岩崎理恵	
■電話番号：		050-1800-0841		■E-mailアドレス：		lwasaki.Rie@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
JICA人間開発部基礎教育第二チームでの仕事は、途上国の子どもの学びの改善、インクルーシブで公平な社会づくり、若年層の雇用につながる職業訓練といった開発課題を中心に、人間の安全保障に直結する支援を行う、意義ある仕事です。やる気次第で様々な業務にチャレンジすることも出来ます。デスクの先にある途上国の開発をイメージしながら情熱を持って仕事に取り組める方々からの応募をお待ちしています。							

No. 34		■募集ポスト名：		【ジュニア専門員】人間開発部高等教育・社会保障グループ 高等・技術教育チーム		(高等教育)	
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		ジュニア専門員		■募集分野：		教育	
■業務内容：							
【案件の背景】 途上国各国では、産業振興・経済構造の高付加価値化等を背景に、高等・技術教育が重視されるようになっており、JICAへの同分野に係る支援要請が増加している。とりわけ近年では、大学の教育・研究の強化に加えて産業界との連携を支援する案件が増加しており、本邦大学、産業界、行政機関等多岐に亘る関係者を巻き込んだプロジェクト管理が必要がある。かかる状況下、事業実施においては、即戦力となりうる専門家の継続的な確保が不可欠であるが、高等教育に関しては、JICA事業への理解、経験を有する的確な人材の確保が難しいことから、一定程度本部での業務経験を通じて派遣することが望ましい。ケニアにおける高等教育セクター支援については、現行フェーズでの成果を踏まえつつ、大学の自立的な発展に向け、大学運営面の強化や、産学連携や本邦大学との連携などを促進させる必要がある。 【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています 研修終了後は、ケニアでの高等教育分野における技術協力プロジェクト専門家（指導科目に業務調整を含む）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。（※派遣先としてケニア又はアジア地域を想定していますが、各案件の状況を踏まえて決定するため、変更の可能性があります。） 【期待される成果】 (1) 高等教育分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。 (2) 高等教育分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。 (3) 高等教育分野に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。 (4) ジュニア専門員契約終了後に高等教育分野の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。 【研修内容】 (1) 高等教育分野に係る情報収集、分析 (2) 高等教育分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含：課題別研修） (3) 高等教育分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		本ポスト終了後、ケニア、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		人間開発部		■課名：		高等教育・社会保障グループ高等・技術教育チーム	
■必要な語学力：							
望ましい		英語（TOEIC730点（相当・以上））					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）					
望ましい		高等教育分野に関する業務経験					
■必要な学位：		学士以上		■実務経験年数目安：		3年	
■求められる資質・能力・経験：							
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 また、以下のうち、いずれかの経験・知識があることが特に望ましい。 ・高等教育分野に関する実務経験（3年以上） ・国内外での高等教育分野に関連する実務経験（3年以上） 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問] ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.iica.go.jp/jicas_jobView?cat=iicas_job&param=six_abilities							
■格付け：		ジュニア専門員		■月額基本給：		362,030円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.iica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.iica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001498.htm							
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		①原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当課：		人間開発部高等教育・社会保障グループ高等・技術教育チーム		■担当者名：		望月 裕司	
■電話番号：		050-1800-1447		■E-mailアドレス：		Mochizuki.Hiroshi@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
日本とアフリカの大学ネットワークの構築に共感いただける方、国際頭脳循環を通じて日本とアフリカの橋渡しをしたい方等、本業務を通じてJICA高等教育協力への理解を深めて頂ければと考えております。							

No. 35	■募集ポスト名：	【ジュニア専門員】社会基盤部運輸交通グループ第二チーム		(グローバルトランスポート)
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	ジュニア専門員	■募集分野：	運輸交通	都市開発・地域開発
■業務内容：				
【案件の背景】 運輸交通は、人や物の移動の機会や範囲を拡大し、開発途上国の発展に大きく貢献するものです。また、人びとの選択肢を増やし生活を豊かにする点で、水や電気と同様に必要不可欠な社会基盤です。特に、国際交通・物流を支える運輸インフラは、その国の国際競争力を高め、海外からの直接投資を呼び込む上でも必要不可欠である。JICAは、「安全・スマート・持続可能な移動を実現する」を目指し、グローバルにつながる運輸交通インフラの整備、維持管理能力の向上に取り組んでいく。 【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています 研修終了後は、カンボジア、東ティモール等のJICA事務所で運輸交通分野を担当する企画調査員（企画）等として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。 【期待される成果】 (1) 運輸交通分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。 (2) 運輸交通分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。 (3) 運輸交通分野に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。 (4) ジュニア専門員契約終了後に運輸交通分野の企画調査員（企画）等として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。 【研修内容】 (1) 運輸交通分野に係る情報収集、分析 (2) 運輸交通分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含：課題別研修） (3) 運輸交通分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて研修内容の変更は原則として想定されません。				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	本ポスト終了後、カンボジア、その他途上国への企画調査員（企画）等としての海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に企画調査員（企画）等の対象となることを想定したものです。企画調査員（企画）等としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限る、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	社会基盤部	■課名：	運輸交通グループ第二チーム	
■必要な語学力：				
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上））			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	3-6年	
■求められる資質・能力・経験：				
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 なお、運輸交通分野においては、特定の専門分野の知見のみならず、幅広い知見を活用した総合的な対応が必要であることから、総合マネジメント力を特に重視します。また、運輸交通分野では、地域全体の運輸交通ネットワークにおける当該国の位置づけ、産業との関連などの視点も求められるため、交通計画・交通工学の知見・経験は必ずしも求めません。 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問] ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities				
■格付け：	ジュニア専門員	■月額基本給：	362,030円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。				
その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm 有期雇用者就業規則 ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン	
■担当課：	社会基盤部運輸交通グループ第二チーム	■担当者名：	島田 亜弥	
■電話番号：	03-5226-8104	■E-mailアドレス：	Shimada.Aya@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				

No. 36	■募集ポスト名：	【ジュニア専門員】地球環境部防災グループ防災第二チーム（地震・津波災害）	
職務内容			
		①	②
■契約形態：	ジュニア専門員	■募集分野：	防災 気候変動対策
■業務内容：			
【案件の背景】 JICA地球環境部防災グループは、防災・復興分野（洪水・土砂災害、地震災害、気象関連災害、高潮等海岸災害、火山災害等）に関する技術協力及び資金協力等による事業を担い、防災第二チームでは、そのうち、地震災害、気象関連災害、高潮等海岸災害、火山災害を所掌しています。防災グループでは、国際機関、地域機関または国内関係機関と連携しながら、持続可能な開発目標（SDGs）や仙台防災枠組（SFDRR）の達成を念頭に、気候変動や都市化に伴い増大する開発途上国の災害リスク削減に貢献することを目指しています。 世界全体では経済損失が増加傾向にある事を踏まえ、JICAは、災害リスク削減のための事前防災投資（構造物対策）の拡充や、非構造物対策を含めた総合的な防災施策の計画・実施能力を備えた防災推進体制の拡充に取り組んでおり、これらの分野課題に対応可能な人材を育成することが必要となっています。 【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています 研修終了後は、大洋州（フィジー、トンガ、バヌアツ）または中南米（エルサルバドル、メキシコ）における地震・津波災害対策に係る技術協力プロジェクトの専門家（指導科目に業務調整を含む）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。 【期待される成果】 （１）地震・津波災害分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。 （２）地震・津波災害分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。 （３）地震・津波災害分野に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。 （４）ジュニア専門員契約終了後に地震・津波災害分野の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。 【研修内容】 （１）地震・津波災害分野に関するこれまでの事業等で蓄積された知見の集約と、内外に向けた発信コンテンツの作成 （２）地震・津波災害分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含：課題別研修） （３）地震・津波災害分野に係るグローバル、地域レベルでのパートナー（関連大学、研究機関、民間企業）との連携促進			
※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて研修内容の変更は原則として想定されません。			
■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	本ポスト終了後、フィジー、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。
■最長契約期間：	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	地球環境部	■課名：	防災グループ防災第二チーム
■必要な語学力：			
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上））		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	3-6年
■求められる資質・能力・経験：			
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 なお、地震・津波災害においては、特定の専門分野の知見のみならず、幅広い知見を活用した総合的な対応が必要であることから、総合マネジメント力を特に重視します。本ポジションで研修終了後に派遣する可能性ある国として西語圏を示していますが、派遣先は語学力を見て総合的に判断をするため、応募上西語能力は必須ではありません。 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問]			
※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=iicas_job&param=six_abilities			
■格付け：	ジュニア専門員	■月額基本給：	362,030円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当課：	地球環境部防災グループ防災第二チーム	■担当者名：	大平 崇之
■電話番号：	03-5226-9509	■E-mailアドレス：	Ohira.Takayuki2@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
日本は自然災害が多発する国土であるため、古くから取り組んできた防災の知見と技術が蓄積されています。 本ポストでは、業務を通じて我が国の防災協力の理念を理解することが可能です。これまで防災・災害復興分野で活躍されてきた方に限らず、これから防災分野で専門性を磨きたい方にも是非応募いただきたいと思います。また、将来、国際的にも認められている日本の防災力という専門性を活かして世界の舞台で活躍したいという方など、向上心、好奇心、バイタリティのある方の応募をお待ちしております。			

No. 37	■募集ポスト名：	【国内協力員】 青年海外協力隊事務局参加促進課	(※JICA海外協力隊経験必須)	
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	国内協力員	■募集分野：	市民参加	日本国内の社会課題への対応・多文化共生
■業務内容：				
(1) 自治体表敬の連絡調整(出発前及び帰国後) (2) JICA海外協力隊(連携派遣)に係る制度、運用、相談対応 (3) 現職参加に関する応募・身分措置相談対応の補助 (4) 現職参加所属先との連絡調整、経費支給手続き (5) 現職参加促進に係る広報活動(ウェブサイト情報の更新等)の企画・実施補助 (6) 各種データ整理、関連資料の作成 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。				
■国内出張：	有	■海外出張：	原則無	
■勤務地（国内）：	国際協力機構竹橋オフィス 住所：東京都千代田区大手町1-4-1竹橋合同ビル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし	
■最長契約期間：	期間の定めあり(2025年1月1日 ～ 2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年（更新回数1回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	青年海外協力隊事務局	■課名：	参加促進課	
■必要な語学力：				
望ましい	特に無し			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	0－2年	
■求められる資質・能力・経験：				
・ JICA海外協力隊／JICAボランティアの経験があること。 ・ JICAのいずれかの部署、あるいは企業や官公庁等の組織での業務経験がある事が望ましい。				
■格付け：	国内協力員	■月額基本給：	304,940円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 勤務時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：あり 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 9. 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。 10. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・ 登用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・ 独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・ 有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	不要	■面接方式：	①オンライン	
■担当課：	青年海外協力隊事務局参加促進課	■担当者名：	松元	
■電話番号：	0352269832	■E-mailアドレス：	Matsumoto.Takashi@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
JICA青年海外協力隊事務局参加促進課での仕事は、JICA海外協力隊事業を様々な形で支え、また参加を促進する、意義ある仕事です。仕事を辞めないで参加する方（現職参加者）のための各種手続きや、大学や企業、自治体等と連携した派遣の関連業務、派遣前後の自治体表敬業務等いずれも重要な業務となりますが、JICA海外協力隊事業のサポートに取り組むという方向けの業務です。取り組んでいただく業務は数名からなるチームでの業務であり、今回採用される方のご経験等に応じてチーム内で業務を調整していく予定です。内外の多くの関係者とのやりとりが多い業務に取り組んでいただくことから、ステップアップしつつ今後もJICAでの業務を希望される方にとって貴重な経験が得られるポストであると考えていますので、積極的なご応募をお待ちしています。				

No. 38	■募集ポスト名：	【国内協力員】 青年海外協力隊事務局参加促進課		(※JICA海外協力隊経験必須)
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	国内協力員	■募集分野：	市民参加	多岐にわたる分野
■業務内容：				
【業務内容】 JICAボランティア事業における以下の業務を実施する。 (1) 青年海外協力隊事務局公式SNSアカウント(インスタ、X、FB)におけるコンテンツの企画・編集・管理補助 (2) 各種広告媒体の企画・政策・掲出管理補助 (3) JICAボランティア事業におけるボランティアウェブサイトの企画・編集・管理補助 (4) 事業理解促進関連イベントの企画・実施補助 (5) 各種データ整理、関連資料の作成 (6) その他青年海外協力隊事務局長が指示する事項 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。				
■国内出張：	有	■海外出張：	原則無	
■勤務地（国内）：	竹橋合同ビル 住所：東京都大手町 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし	
■最長契約期間：	期間の定めあり(2025年1月1日 ～ 2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 （更新回数1回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	青年海外協力隊事務局	■課名：	参加促進課	
■必要な語学力：				
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
必須	個人アカウント等でインスタグラムの運用経験を持っている。			
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	0－2年	
■求められる資質・能力・経験：				
JICA海外協力隊（JICAボランティア）経験は必須。 個人アカウント等でインスタグラムの運用経験があり、SNSを通じた対外的な情報発信について興味を持っていることが必須。				
■格付け：	国内協力員	■月額基本給：	304, 940円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 勤務時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：あり 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 9. 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。 10. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・登用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	不要	■面接方式：	①オンライン	
■担当課：	青年海外協力隊事務局参加促進課	■担当者名：	今村真理子	
■電話番号：	03-5226-3513	■E-mailアドレス：	Imamura.Mariko@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
担当者から一言 JICA海外協力隊事業そのもの、事業理解促進のための広報を行う業務です。一緒に現場の隊員の声を様々な方に届けていきましょう！人とのコミュニケーションを大切にし、コツコツと着実かつ積極的に業務に取り組める方からの応募をお待ちしております。				